

令和7年東郷町教育委員会3月定例会	
日時	令和7年3月28日（金） 午後1時30分 開会 午後2時47分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 中根 一郎 教育長職務代理者 加藤 逸男 委 員 山田 美登 委 員 近藤 覚 委 員 高坂 智子
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 樋口 美紀 参 事 加藤 丈晴 学 校 教 育 課 長 大竹 邦一 生涯学習課長 中川 正康 生涯学習課担当課長 成田 敏弘 給食センター所長 山本 康広
会議録作成職員	学校教育課長 大竹 邦一
会議録署名委員	中根教育長 高坂委員
教育長の報告	(1) 校長への指導事項等について
協議事項	教育長職務代理者の指名について
報告事項	(1) 3月校長会について（学校教育課） (2) 後援名義の使用許可について（学校教育課） (3) 要保護・準要保護児童生徒数について（学校教育課）
議題	議案第10号 後援名義の使用許可について（学校教育課） 議案第11号 後援名義の使用許可について（学校教育課） 議案第12号 令和7年度東郷町教育の一般方針について（学校教育課） 議案第13号 東郷町教育委員会事務局組織規則の一部改正について （学校教育課） 議案第14号 東郷町地域学校協働本部設置要綱の制定について （学校教育課） 議案第15号 東郷町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について （学校教育課） 議案第16号 ハートフル東郷開設要綱の一部改正について（学校教育課） 議案第17号 東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特 例に関する規則の一部改正について（学校教育課） 議案第18号 東郷町少人数学級編成の実施に係る任期付町費負担教員の任 用等に関する規則の一部改正について（学校教育課） 議案第19号 東郷町体力づくり推進委員の委嘱について（生涯学習課） 議案第20号 東郷町スポーツ推進委員の委嘱について（生涯学習課）
傍聴者	—

部長	定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 3 月定例会を開会します。 会議の進行につきましては、教育長からお願いします。
教育長	それでは会議を進めてまいります。 会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。 日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。 次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と高坂委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	全員異議なし
教育長	異議なしとのことですので、3 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と高坂委員とさせていただきます。 次に日程第 3、教育長の報告です。
教育長	3 月 12 日の校長会では、中学校の卒業式お疲れ様でしたと伝え、出席した春中の卒業式では、子どもたちと先生方が一つになって、素晴らしい卒業式で、東郷町の未来は明るいと思いました。 また、昨日は公立高校の一般の合格発表もあり、中学校の先生方お疲れ様でしたと伝えました。 今週は気温も上がり暖かい日が続きますが、来週は少し気温が下がるそうです。小学校は卒業式もあることから、先生方へ子ども達体調管理には気を付けるようお願いします。
教育長	以上で教育長からの報告を終わります。 質問がありましたらお願いします。
教育長	質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。 次に、日程第 4、教育長職務代理者の指名についてです。 事務局から説明をお願いします。
学校教育課長	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 13 条第 2 項で、教育長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行うこととされています。現在の教育長職務代理者の任期が、令和 7 年 3 月 31 日までとなっていますので、4 月 1 日からの教育長職務代理者を、教育長が指名する必要がありますのでよろしくお願いします。
教育長	事務局の説明のように、教育長職務代理者を置くことになっており、あらかじめ教育長が指名することになっています。 早速ですが、教育長職務代理者として、加藤委員を指名いたします。 なお、加藤委員は、令和 7 年度 9 月 30 日に教育委員の任期となっていますので、9 月 30 日まで職務代理者としてお願いしたいと思いますが、加藤委員、いかがでしょうか。
委員	ただいまご指名いただきましたので、お受けしたいと思います。 ですが、私は非常勤の身分ですので、教育長に事故があった場合、毎日事務局の指揮監督をするというのは現実的に不可能です。

	私が行う職務代理者としての職務のうち、具体的な事務の執行については、事務局職員に委任したいと思います。
教育長	具体的な事務の執行の部分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項で、事務局職員に委任できる旨の規定がございますので、そのようにさせていただきたいと思います。 具体的な事務の執行については部長に委任します。 併せて協議をお願いします。愛日地方教育事務協議会に関して、協議会規約第8条の規定により、協議会委員は、関係市町の「教育長」および「教育委員会が協議により定めた教育委員一人」をもって充てるとされております。 教育長職務代理者に協議会委員をお願いしたく存じますが、ご異議ございませんか。
委員	全員異議なし
教育長	異議なしとのことです。加藤委員よろしくをお願いします。 これで、教育長職務代理者の指名を終わります。 次に、日程第5、報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。
参事	(1) 3月校長会について 中学校は3月7日（金）に、小学校は3月19日（水）に、卒業式を行いました。教育委員の皆様にも、お忙しい中、卒業式にご参加をいただきまして、大変、感謝をしています。 式では、在校生から感謝の気持ちのこもった「送辞」が、卒業生からは、小中学校での思い出や、保護者や教職員へ感謝の言葉がつつられた、心温まる「答辞」が読み上げられました。卒業生による合唱もあり、どの学校も心温まる卒業式となりました。卒業生には、小中学校で学んだことを生かして、これからの人生も力強く歩んでほしいと思います。 (2) 2月の教職員の在校時間につきましては、100時間を超えた職員は小学校で1名おりました。80時間を超えた職員は、小学校で3名、中学校で0名でした。今後も学校業務を見直し、人員の配置等、教員の働き方改革の推進をしっかりと進めていきたいと思っています。 (3) 令和6年度の一年間は、3月24日（月）の修了式をもって、一区切りとするところでしたが、21日に猟銃のようなものを持った男が現れたことにより、24日は全小中学校を臨時休業とし、各自通知表や荷物を取りに来る対応となりました。令和7年度の入学式は、小学校が4月8日（火）、中学校が4月9日（水）となっています。 各学校においては、本年度の成果と課題を、来年度の教育活動によりよい形で生かせるように、今週、来週にかけて、来年度の準備をしっかりとしていきます。 (4) 前回の教育委員会でご指摘があった不祥事防止に向けての取組について説明させていただきます。 不祥事の具体的な事例が載った県からの通知が、ほぼ月に一度のペースであり、管理職から職員に知らせています。紙で印刷したものを配ったり、校

	内支援システム(エデュコム)の校内掲示板に資料を添付して知らせたりしています。打ち合わせに居合わせなかった職員も机上に通知の紙が置いてあったり、エデュコムの校内掲示板を見て後から確認したりすることができるようになっています。全員がエデュコムの掲示板を見たか確認するためには、アンケート機能を用いて、見たときにチェックを入れてもらい確認することができます。県のHPに載っている記者発表資料などでこれまでの不祥事を確認することができますが、これも同様に知らせていくことができます。 県からのリーフレット「信頼される教職員であり続けるために」に、チェックリストが載っています。①交通事故・交通違反、②わいせつ行為、SNSなどのやり取り、③体罰、④ハラスメント、⑤個人情報の紛失等、様々な案件についてルールを理解や気持ちの持ち方について確認しています。 また、ケースメソッドには、最近にありがちな具体的な事例が載っています。この不祥事でどのような影響があるか。原因は何か。未然に防ぐためにどうしなければいけないのか考えさせられます。 このようなリーフレットを用いてコンプライアンス面談を行います。面談の中で職員がストレスを抱えていないか孤立していないか確認することも不祥事防止には大切なことです。 また、若い先生たちには、「若い先生たちへ」というこの地区で作成した冊子があります。これを用いて新規採用職員や若い職員に研修することもあります。 3月の報告は、以上です。
学校教育課長	(2) 後援名義の使用許可について 「第4 報告事項(2) 後援名義の使用許可について」説明します。資料は1ページになります。 令和7年2月25日から同年3月19日までに、後援名義使用の申請があり、専決処理した案件は、資料34・35の2件です。 事務局で確認したところ、過去に許可したものとおおむね同様の内容でした。説明は以上です。
学校教育課長	(3) 要保護・準要保護児童生徒数について 資料は10ページになります。 令和7年2月18日から同年3月24日までに申請があり、認定した3件と、前回報告の225件と合わせて、合計228件となりました。 新規認定3件は、新規の認定になります。 報告事項の説明は以上です。
教育長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。
教育長	教員の不祥事案件について、東郷町の先生はあまり対象になることはないが気を付けなければいけないのは、ちょっとした交通事故。校長先生方には、朝余裕をもって起きて通勤するように、それだけ伝えておいてください。
参事	わかりました。

教育長	ほかに質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に日程第6、議題に入ります。 議案10号 後援名義の使用許可について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	議案第10号について説明します。11ページをお開きください 議案第10号 後援名義の使用許可について 後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものとするものでございます。 1 主催者は、学校法人東邦学園 2 事業名は、東邦学園学童野球大会 3 実施日は、令和7年6月28日から令和7年12月13日まで 4 会場は、東郷町民グラウンド他 この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため必要があるからです。 資料12ページをお開きください。 申請者の申請に基づき説明します。 事業の内容・目的は、子どものスポーツ離れが問題視されている中で、地域の野球チームに対して試合をする機会を提供する。これにより1回でも多く仲間との連携や共同を通じて社会性やリーダーシップ能力の発展を支援したいと考えています。 参加対象者は学童野球チーム、参加予定人数は1,536人です。 説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第10号について審議をお願いします。
委員	スポーツの事業で、リーダーシップや社会性を育むということで、子ども達の将来を考えたときに重要だという風に思うわけですが、開催する時期が夏ということで、熱中症とかそういうところに配慮したかというところが少し心配です。どのような形で開催されるのでしょうか。
学校教育課長	予めどのような対策をするのかというところは、確認していませんが、委員のおっしゃる通り、申請の許可の際には熱中症に対する配慮をお願いして対応していただこうと思います。
委員	ありがとうございます。
委員	会場が、豊田市のスポーツセンターと、東邦大学の日進グラウンド、ほかの市が後援を行っているのか記載がないのですが、日進や豊田市の後援を受ける予定はありますか。
学校教育課長	東郷町の会場と、東郷町に対する後援申請ということで書類を出されています。
教育長	生涯学習課長、町民グラウンドの使用日程はわかりますか。
生涯学習課長	まだわかりません。

教育長	大会日程の会場の割振りがあると難しいが、申請書類の「ほか」と書かれている場所が、愛知池グラウンドの野球場のことを指しているかもしれない。 東郷町スポーツ協会の少年野球だとか一般の野球だとかソフトボールだとか、そういう団体予約が入っているところとかち合わないよう敢えて載せていないのかもしれない。3月31日に東邦高校の話をするので、その後で教育委員会はどうか話し合ひましょう。日程調整が必要です。
委員	使いたい時に使わせてあげられるかわからないということですね。
教育長	一度日程と使用場所を確認しましょう。一旦、この場では条件が整っていれば後援させていただくということでよろしいですか。
委員	全員挙手
教育長	また、結果を報告してください。次に、議案11号 後援名義の使用許可について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	それでは、議案第11号について説明します。 15ページをお開きください。 議案第11号 後援名義の使用許可について 後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものとするものでございます。 1 主催者は、株式会社アモール 2 事業名は、美容万博×伝統万博 コラボイベント i n 名古屋 3 実施日は、令和7年5月6日（火）の祝日 4 会場は、メイカーズピア この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため必要があるからです。 資料16ページをお開きください。 申請者の申請に基づき説明します。 事業の内容・目的は、職業体験 子どもが仕事に対して夢を持たない時代の中、幼いころから職業に触れてもらって、仕事をするすばらしさや目標にしてもらいたいという思いでイベントを開催いたします。 参加対象者は小中高校生、参加予定人数は1万人です。 説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第11号について審議をお願いします。
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第11号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第11号については、原案のとおり可決します。 次に、議案12号 令和7年度東郷町教育の一般方針について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	それでは、議案第12号について説明します。22ページをお開きください。 議案第12号 令和7年度東郷町教育の一般方針について

	令和7年度東郷町教育の一般方針を別紙のとおり定めるものとする。 この案を提出するのは、東郷町のエ育行政の一般方針を定めるため必要があるからである。資料23ページをお願いします。最初に学校教育課所管分について説明します。 学校教育の目的と学習指導要領等の趣旨を十分に理解し、児童生徒に「生きる力」を育むため、校長の指導のもとに一致協力して公教育の推進に努力してまいります。 2 重点施策として8つの項目の変更点である下線部について説明します。 資料23ページ「(1) 「生きる力」の育成」では、障がいのある児童生徒に対し、社会的に自立できる力を育成するため、教育委員会に特別支援教育専門員を設置し、支援に努めます。 次に、「(3) 学校、家庭、地域社会との連携」では、小学校で学校運営協議会を中心に、地域住民の意見を学校運営に取り込み、実践できるよう努めます。 次に、「(4) 生徒指導の充実」では、中学校の不登校対策のため、学校内の居場所として校内教育支援センターを試行的に設置します。 次に、「(8) 学校施設等の整備」では、中学校屋内運動場に空調設置し、適正な教育環境の確保に努めます。 つづいて、3 教員の長時間勤務の解消に向けた取組の変更点は、(2) 各小中学校に1人ずつスクールサポートスタッフを配置し、教員業務の負担軽減を行います。 以上で学校教育課所管分の説明を終わります。
給食センター長	1番 基本方針として、児童生徒に健康と食生活とのかかわりに関心を持たせ、望ましい食生活の在り方を体得できるよう、より安全でおいしい給食づくりと食に関する指導を推進してまいります。 2番 重点施策として3つの項目を掲げております。そのうち、変更点である下線部について説明します。 「(1)安全・安心な給食の提供」では、食物アレルギー対象食材を除いた「にこにこ給食」は、現在の実施回数(年9回)を維持し、みんなで同じ給食を食べることの楽しさ、社交性及び協同の精神を養うとともに、人の気持ちに寄り添える機会を作ります。 次に、「(3) 施設の整備」では、調理員の作業の安全確保を図るため、本館調理場空調設置工事の設計業務を実施いたします。 以上で給食センター所管分の説明を終わります。
生涯学習課長	26ページをお開き下さい。 1 基本方針として、本町の生涯学習事業においては、第6次総合計画に掲げられた、将来都市像「人・まち・みどり ずっと暮らしたいとうごう」の実現に向け、生涯学習活動の機会や場の提供、文化団体の活動支援、文化活動への参加機会の充実、文化財の保全や活用などに努めるとともに、町民が気軽にスポーツに参加できる環境を整え、誰もが運動やスポーツを楽しめるよう各種スポーツ施策を展開し、より豊かな生活を営むことができる社会の構築のため、

	生涯学習を推進していくこととしています。 2 重点施策として、4つの項目の変更点である下線部について説明します。 (4) 文化施設の整備充実では、町民会館ホールの利用者の安全確保のため、特定天井等改修工事を計画的に行います。 (7) 図書館活動の推進では、水曜日、金曜日、及び土曜日の図書館開館時間を延長し、利便性向上を図ります。 (8) 運動・スポーツの推進では、ア 本町の特色である町民レガッタをはじめボート体験会など、ボート関係団体及び学校と連携し、ボートの普及・振興を図ります。イ 運動・スポーツ推進の重要な担い手であるスポーツ推進委員と連携し、町民ハイキング、TOGO春のらららスポーツまつりなどの各種イベントを開催するとともに、誰もが気軽に運動・スポーツを楽しめる環境づくりに努めます。 次に(10) 中学校部活動の地域移行については、中学校部活動地域移行検討委員会を開催し、実施に向けた検討を継続します。 以上で生涯学習課所管分の説明を終わります。
教育長	説明が終わりましたので、議案第12号について審議をお願いします。
委員	学校教育について、23ページ(イ)の確認をさせてください。小学校では、学校運営協議会を中心に地域住民の意見を学校へ取り込み、実践できるように努めると記載されていますが、意見を取り込んだものに対して、課題があつて、その問題解決を実践するという意味ですか。
学校教育課長	課題といいますか、主に学校としての立場から住民の方の取組を学校に取り入れることを想定しています。地域の方から課題を提案してもらうということではなくて、課題は何かということではなく、地域を学ぶことも学校の取組の中にあるので、その中で地域のこんなことをやってみてはどうかという提案される中で学校でできることをやっていくという感じです。
教育長	諸輪小学校では、ボートを子どもたちに体験させてはどうだという意見が学校運営校議会で出て、それを取り込んでボート教室を実践したということがありました。例えばイメージとしてはそういう流れです。地域の人が「こんなことやったらいいんじゃないか」と提案して、僕たちが一緒にやるから学校が採用してくれえるならやりますよと言って実現していくという流れだと思います。
委員	実践というのが何を言っているのかイメージがわからなかった。意見を取り込むだけが実践なのか、意見を取り込んで何かアクションを起こすのが実践なのか。何かを実践する前に何か単語を入れた方がいいのかなと思いました。
教育長	「取り込み、‘事業を’実践する」という文でいかがですか。入れていくという方向でよろしいですね。
教育長	中学校の屋内運動場の天井に空調を設置し、というところを説明してもらえますか。
学校教育課	3中学校の武道場を含めた体育館に、エアコンを設置する補助金が今年度採択され、また予算も先日の議会で認められましたので、今後入札等の事務を進

	めていくところです。部活動があるので、主に工事は夏休み以降、秋に順次中学校に設置していく想定をしています。卒業式までには設置したいと考えています。1ヶ月くらい体育館を使えない時期があるのですが、令和7年度進めていく予定です。
委員	それでいうと、入札という言葉がありましたが、体育館の改修の時に、入札不良ということで時期がずれたことがあったが、同じことが起こらないようにしていただきたい。エアコンは時期がずれると大変なので。
学校教育課長	相手があつてのことではあります。
委員	25ページの3番目。施設の整備で、本館調理場空調設置工事の設計業務を実施するということですが、空調は設置されていますか。
給食センター長	来年度まず設計を行いまして、次の年に設置します。
委員	まずは設計しないといけないのですね。
委員	26ページ。図書館活動の推進について、不勉強で申し訳ないが、今の図書館の開館時間は何時から何時までですか。
生涯学習課長	9時から17時です。6月～8月は9時から19時でやっていますが、それを延長する形です。
委員	どうして水曜日と金曜日の夜にされたのですか。
生涯学習課長	町民会館の開館時間が水金土が9時まで開館していますので、それに合わせました。
委員	わかりました。
教育長	水金が20時まで。土曜日が18時に延長するということですね。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第12号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第12号については、原案のとおり可決します。 次に、議案13号 東郷町教育委員会事務局組織規則の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	議案第13号 東郷町教育委員会事務局組織の一部改正について 東郷町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。 この案を提出するのは、東郷町教育委員会事務局の組織を変更するため必要があるからである。 資料31ページの議案の概要をお開きください。 1 改正理由は、東郷町の組織機構改革に伴い、東郷町教育委員会事務局の組織を変更する必要があるからである。 2 主な改正内容は、生涯学習係の分掌事務から文化産業まつりに関することを削ることです。 3 施行期日は、令和7年4月1日から施行すること。でございます。 説明は、以上です。

教育長	説明が終わりましたので、議案第13号について審議をお願いします。
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第13号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第13号については、原案のとおり可決します。 次に、議案第14号 東郷町地域学校協働本部設置要綱の制定について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	それでは、議案第14号について説明させていただきます。 資料32ページをお願いします。 議案第14号 東郷町地域学校協働本部設置要綱の制定について 東郷町地域学校協働本部設置要綱を別紙のとおり定めるものとする。 この案を提出するのは、地域学校協働活動を推進するため必要があるからである。資料35ページの議案の概要をお開きください。 1 制定理由は、東郷町地域学校協働活動本部を設置する必要があるからです。 2 主な制定内容は、①地域と学校が連携し、及び協働し、地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動を推進するために、東郷町地域学校協働本部を設置すること。②協働本部の所掌する事務を、協働活動の方向性及び計画策定、体制整備、推進員の配置、研修及びネットワーク化の促進並びに地域住民の参画促進及び活動の質向上に関することと定めること。③協働本部は、協働活動を行う者で構成し、本部員は推進員を充てること。④統括推進員の職務を、推進員との連絡調整及び情報共有、活動研修及びボランティア養成並びに協働活動の推進と定めること。⑤教育委員会は、協働本部に対し、運営に関する指導や助言を行うこと。 3 施行期日は、令和7年4月1日から施行すること。でございます。 説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第14号について審議をお願いします。
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第14号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第14号については、原案のとおり可決します。 次に、議案第15号 東郷町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	それでは、議案第15号について説明させていただきます。資料36ページをお願いします。 議案第15号 東郷町地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について 東郷町地域学校協働活動推進員設置要綱を別紙のとおり定めるものとする。 この案を提出するのは、地域学校協働活動推進員を設置するため必要があるからである。 資料39ページの議案の概要をお開きください。

	1 制定理由は、東郷町地域学校協働活動推進員を設置する必要があるからです。 2 主な制定内容は、①教育委員会は、東郷町立小学校の学校区ごとに推進員を置くことができること。②推進員の数は、地域の実情を考慮し、学校区ごとに設置することができ、複数の学校区を担当することができること。③推進員は、地域において社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者から、学校長の推薦により教育委員会が委嘱すること。④推進員の任期は、委嘱の日からその年度の末日までとし、再任することができること。⑤推進員に心身の故障や不適切な行為があった場合、教育委員会は解職することができること。⑥推進員の活動内容は、地域の教育課題解決のための調整、学校及び地域活動の支援、協議体との連携調整などを行うこととすること。⑦教育委員会は、必要に応じて、推進員協議会を開催することができること。⑧推進員には、活動1時間につき1,200円の報償を支給すること。 3 施行期日は、令和7年4月1日から施行すること。でございます。説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第15号について審議をお願いします。
委員	設置の第2条について、現在コミュニティスクールで学校運営協議会のメンバーが各小学校ごとにありますね。その方と重複する場合もありますか。
学校教育課長	コミュニティスクールのメンバーの役割は会議に出る方となります。今回の方は、会議に出た内容を実現に向けて行動に移すために、学校や地域の繋ぎ役をしたり作業をしたりということをやっていただく方になります。同じメンバーでも役割が異なる方です。
委員	各学校区、同じ人ばかりがやっているのではないかという話もありますが、どうですか。
学校教育課長	どの組織でもそうですが、ある程度の期間で変わっていくものではあります。が、なにせスタートのところですので、新しい方というのも難しいのかなと思います。事業がある程度軌道に乗ってくるところまでは、同じ方の方がスムーズに進んでいくように思います。
教育長	運営協議会の中の話を取り入れてもらって、協働本部が動くということではありません。運営協議会＝協働本部というわけではありませんが、こちらのメンバーだけの方もいる。運営協議会の方には、何人か地域に関する話が分かる方がいてくれた方がいい。実働部隊というか、事業を進めてくれる地域の人と代表のような人が運営協議会に入っていた方がいいと思います。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第15号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第15号については、原案のとおり可決します。 次に、議案第16号 ハートフル東郷開設要綱の一部改正について、事務局の

	説明をお願いします。
学校教育課長	それでは、議案第16号について説明させていただきます。 資料40ページをお願いします。 議案第16号 ハートフル東郷開設要綱の一部改正について ハートフル東郷開設要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。 この案を提出するのは、ハートフル東郷に心の相談室を置くため必要があるからである。 資料41ページの新旧対照表をお開きください。 改正内容は、①ハートフル東郷に、児童生徒及び保護者の心の健康を維持するため、心の相談室を設置すること。②心の相談室の業務は、児童生徒及び保護者の個別相談、不登校等の児童生徒への連絡等とすること。③心の相談室は、月1回の開催を標準とすること。④心の相談室の相談時間は、午前9時から午後3時までとし、1回当たり45分とすること。⑤ハートフル東郷心の相談員の謝礼を1日14,000円とすること。⑥ハートフル東郷心の相談員は、公認心理師又は臨床心理士とすること。 施行期日は、令和7年4月1日から施行すること。でございます。 説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第16号について審議をお願いします。
委員	相談内容というのは、機密性の高い個人情報扱われることになると思うのですが、守秘義務に関することは、この要綱ではない別のところで書かれているということでしょうか。
学校教育課長	任用する相談員の方には、誓約書というものを書いていただくことになります。こういった個人のところでというのは別で取らせていただく予定をしています。
委員	個人情報の取扱いには十分に注意するという内容の規約がどこかにあるということですか。
学校教育課長	もしなければ規定していききたい。位置づけとしては、謝礼金として職員ではない方になる。地方公務員であれば、守秘義務の範囲になるわけですが、そのあたりを準用するような形での適用ということで、この方に限らず同じような方はいますので、準用という形で適用していききたいと思います。
教育長	そういったお約束をしていただいてから任用するということですか。
委員	そうですね。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。
	議案第16号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第16号については、原案のとおり可決します。 次に、議案第17号 東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部改正について、事務局の説明をお願いします。

学校教育課長	それでは、議案第17号について説明させていただきます。 資料45ページをお願いします。 議案第17号 東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部改正について 東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。 この案を提出するのは、別室登校指導員及び特別支援教育専門員を任期付職員として採用するため必要があるからである。資料48ページの議案の概要をお開きください。 1 改正理由は、東郷町教育委員会の教育職の任期付職員として別室登校指導員及び特別支援教育専門員を採用するため必要があるからです。 2 改正内容は、①別室登校指導員及び特別支援教育専門員の号給の上限を定めること。②主任級の職に別室登校指導員及び特別支援教育専門員を加えること。 3 施行期日は、令和7年4月1日から施行すること。でございます。 説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第17号について審議をお願いします。
教育長	これは令和8年度には名称変更するということですか。
学校教育課長	はい、令和7年度は別室登校という形なのですが、8年度からは校内教育支援センター指導員という名前で、どんな形でやれるかというのを来年度一年間試行的な形で子どもたちを受け入れることができるように中学校に職員を配置します。別室登校ということで始め、8年度からは来る子たちの指導に加えて来ていない子や保護者の支援にリーチできるような方策を決めて支援センターという位置づけで行きたいなと思っております。名称変更はまたすることになろうかと思えます。よろしくお願いします。
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第17号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第17号については、原案のとおり可決します。 次に、議案第18号 東郷町少人数学級編成の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する規則の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	それでは、議案第18号について説明させていただきます。資料49ページをお願いします。 議案第18号 東郷町少人数学級編成の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する規則の一部改正について 東郷町教育委員会の教育職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。 この案を提出するのは、任期付町費負担教員の義務教育等教員特別手当の上限を近隣市の状況を踏まえ調整するため必要があるからである。 資料61ページの議案の概要をお開きください。

	1 改正理由は、任期付町費負担教員の義務教育等教員特別手当の上限を近隣市の地域手当を含めた給与の状況を踏まえ調整するため必要があるからである。 2 改正内容は、義務教育等教員特別手当の額を引き上げること。 3 施行期日は、令和7年4月1日から施行すること。でございます。 説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第18号について審議をお願いします。
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第18号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第18号については、原案のとおり可決します。 ここでお諮りします。次の議案第19号から議案第20号までは、人事案件のため、東郷町教育委員会会議規則第12条第1項但し書きにより、非公開にしたいと思いますが、非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第19号から議案第20号までは非公開とします。
	【内容非公開】 ※議案第19号、議案第20号は、全員賛成で原案のとおり承認されました。
教育長	つづきまして日程第7 各課からの連絡となります。 連絡事項のある課は、挙手をお願いします。
担当課長	部活動地域移行担当課長です。 部活動地域移行についてお知らせしたいと思います。 カラー刷りの資料をご覧ください。部活動地域移行の進捗についてお知らせします。令和7年2月21日に開催しました第3回東郷町部活動地域移行検討委員会において、部活動の地域移行について話し合いがなされました。これまでの検討委員会で決定したものが緑色の部分になります。民間業者への委託、休日からの開始、令和8年9月に移行決定といった方針に加え、その下のオレンジ部分、休日活動を廃止すること。休日開催の大会については平日部活動に参加すること。活動日の設定については、土日のいずれかのみに活動すること。少人数で活動可能な活動を設定すること。クラブ設置の単位と、地域間の指導者の配置は上限3名とすること。スタッフの選定要件は資格・指導経験等の条件を付すること。ということで6項目を決定しました。今後につきましては、新たな決定した項目の詳細について、協議を続けるとともに、活動場所・活動備品などの検討を続けることとしています。このチラシにつきましては、各学校を通して保護者へ案内するほか、町ホームページで案内する予定です。以上です。
委員	これは、4月に入ってから配布されるのですか。
担当課長	教育委員会にお出ししたので、次は校長会でご案内をしてから、4月配布になります。

委員	それは中学校ということでよかったですか。
担当課長	中学校と、小学校には令和8年度が5年生が対象になってくることになりますので、ご案内することになります。
委員	7年度に入って早々配られるということですね。
教育長	ほかに連絡等ないようですので、日程第6は終了いたします。
教育長	3月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これを持ちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。 《以後、教育部長の取り回しによる、行事報告及び行事予定です。》

14時47分終了